

承認	審査	起案	電気事業法 下野部工場 保安規程	分類番号	21AC001(2) ページ 1 / 13
			主管部署：下野部工場	制定改訂	2019年 7月 10日 2023年 1月 20日

## 第1章 総則

### 〔目的〕

第1条 株式会社ソミック石川 下野部工場（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

### 〔効力〕

第2条 当事業場の経営者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守する。

### 〔細則の制定〕

第3条 この規程を実施するため、必要を認められる場合には、別に細則を制定する。

### 〔規程等の改正〕

第4条 この規程又は前条に定めた細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定する。

## 第2章 保安業務の運営体制

### 〔保安業務の監督〕

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、工場長（以下「総括管理者」という。）が統括管理し、電気主任技術者を別図第1のように配置して、その監督にあたらせる。

第6条 電気主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行う。

- (イ) 電気工作物にかかる従業者に対する保安教育に関する事。
- (ロ) 電気工作物の工事に関する事。
- (ハ) 電気工作物の保守に関する事。
- (ニ) 電気工作物の運転操作に関する事。
- (ホ) 災害対策に関する事。
- (ヘ) 保安業務の記録に関する事。
- (ト) 保安用機材及び書類の整備に関する事。

2 電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行う。

承認	審査	起案	電気事業法 下野部工場 保安規程	分類番号	21AC001(2) ページ 1 / 13
			主管部署：下野部工場	制定改訂	2019年 7月 10日 2023年 1月 20日

## 第1章 総則

#3: text

#4: text [目的]

第1条 株式会社ソミック石川 下野部工場（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

#5: text

#6: text [効力]

第2条 当事業場の経営者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守する。

#7: text

#8: text [細則の制定]

第3条 この規程を実施するため、必要を認められる場合には、別に細則を制定する。

#9: text

#10: text [規程等の改正]

第4条 この規程又は前条に定めた細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定する。

#11: sub\_title

## 第2章 保安業務の運営体制

#12: text

#13: text

#14: text

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、工場長（以下「総括管理者」という。）が統括管理し、電気主任技術者を別図第1のように配置して、その監督にあたらせる。

#15: text

第6条 電気主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行う。

- (イ) 電気工作物にかかる従業者に対する保安教育に関する事。
- (ロ) 電気工作物の工事に関する事。
- (ハ) 電気工作物の保守に関する事。
- (ニ) 電気工作物の運転操作に関する事。
- (ホ) 災害対策に関する事。
- (ヘ) 保安業務の記録に関する事。
- (ト) 保安用機材及び書類の整備に関する事。

2 電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行う。

電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 2 / 13
---------------------	--	----------	------------

## [設置者の義務]

- 第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し又は実施しようとするときは、電気主任技術者の意見を求める。
- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重する。
  - 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関する場合は、電気主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定する。
  - 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち会わせる。

## [従業者の義務]

- 第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

## [電気主任技術者不在時の措置]

- 第9条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておく。
- 2 代務者は、電気主任技術者の不在時には電気主任技術者に指示された職務を誠実に行う。

## [電気主任技術者の解任]

- 第10条 電気主任技術者は次の各号の1に該当する場合には、解任することができる。
- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不適当と認められたとき。
  - 二 電気主任技術者が法令又はこの規程に定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。
  - 三 電気主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。
- 2 前項に該当する場合、又は電気主任技術者が昇進、転任若しくは退職等の場合のほか、その意に反して解任されない。

## 第3章 保安教育

## [保安教育]

- 第11条 総括管理者は、電気主任技術者の意見を聞き、保安に係る従業者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を定期的に行う。

## [保安に関する訓練]

- 第12条 総括管理者は、電気工作物の保安に係る従業者に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について定期的に実地訓練を行う。

電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 2 / 13
---------------------	--	----------	------------

## [設置者の義務]

- 第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し又は実施しようとするときは、電気主任技術者の意見を求める。
- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重する。
  - 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関する場合は、電気主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定する。
  - 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち会わせる。

## [従業者の義務]

- 第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

## [電気主任技術者不在時の措置]

- 第9条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておく。
- 2 代務者は、電気主任技術者の不在時には電気主任技術者に指示された職務を誠実に行う。

## [電気主任技術者の解任]

- 第10条 電気主任技術者は次の各号の1に該当する場合には、解任することができる。
- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不適当と認められたとき。
  - 二 電気主任技術者が法令又はこの規程に定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。
  - 三 電気主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。
- 2 前項に該当する場合、又は電気主任技術者が昇進、転任若しくは退職等の場合のほか、その意に反して解任されない。

## 第3章 保安教育

## [保安教育]

- 第11条 総括管理者は、電気主任技術者の意見を聞き、保安に係る従業者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を定期的に行う。

## [保安に関する訓練]

- 第12条 総括管理者は、電気工作物の保安に係る従業者に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について定期的に実地訓練を行う。

電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 3 / 13
---------------------	--	----------	------------

## 第4章 工事の計画及び実施

### 〔工事計画〕

- 第13条 総括管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求める。
- 2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）計画を立案し、総括管理者に承認を求める。

### 〔工事の実施〕

- 第14条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工する。
- 2 当事業場の電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、電気主任技術者の監督のもとに常に責任の所在を明確にするとともに、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取る。

## 第5章 保守

### 〔法定事業者検査の実施〕

- 第15条 法令で事業者検査が定められている電気工作物については、検査毎に電気主任技術者の指導・監督のもと必要な責任者を定め、法令に従い事業者検査を行う。

### 〔巡視、点検、測定〕

- 第16条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準に従い、電気主任技術者において、総括管理者の承認を得て計画的に実施し、その結果について総括管理者まで報告する。

- 第17条 総括管理者は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持する。

### 〔事故の再発防止〕

- 第18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないように措置する。

電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 3 / 13
---------------------	--	----------	------------

#1: sub\_title

## 第4章 工事の計画及び実施

#2: sub\_title

#3: text

- 第13条 総括管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求める。

- 2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）計画を立案し、総括管理者に承認を求める。

#4: sub\_title

#5: text

- 第14条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工する。

- 2 当事業場の電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、電気主任技術者の監督のもとに常に責任の所在を明確にするとともに、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取る。

#6: sub\_title

## 第5章 保守

#7: sub\_title

#8: text

- 第15条 法令で事業者検査が定められている電気工作物については、検査毎に電気主任技術者の指導・監督のもと必要な責任者を定め、法令に従い事業者検査を行う。

#9: sub\_title

#10: text

- 第16条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準に従い、電気主任技術者において、総括管理者の承認を得て計画的に実施し、その結果について総括管理者まで報告する。

- 第17条 総括管理者は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するように維持する。

#11: sub\_title

#12: text

- 第18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないように措置する。

電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 4 / 13
---------------------	--	----------	------------

## 第 6 章 運転又は操作

### 〔運転又は操作等〕

- 第19条 電気主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作順序及び方法等について定める。
- 2 電気主任技術者若しくは代務者又は従業者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け、適切な応急処置をとる。
  - 3 前項の連絡又は報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておく。
  - 4 受電用遮断器の操作にあたっては、電気事業者の事業所に必要に応じて連絡する。

## 第 7 章 長期間の保管

### 〔発電設備の長期間の保管〕

- 第20条 発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、次の措置等必要な対策を講じる。
- 一 休止設備と運転設備の区分を明確にし、事故防止等に必要な対策を講じる。
  - 二 主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿の対策を講じる。

### 〔発電設備の運転の開始〕

- 第21条 発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行い。保安の確保に万全を期する。

## 第 8 章 災害対策

### 〔防災体制〕

- 第22条 非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるように体制を整備しておく。
- 第23条 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
- 2 電気主任技術者は、災害時の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 4 / 13
---------------------	--	----------	------------

#1: sub\_title

## 第 6 章 運転又は操作

#2: sub\_title

### 〔運転又は操作等〕

- 第19条 電気主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作順序及び方法等について定める。
- 2 電気主任技術者若しくは代務者又は従業者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け、適切な応急処置をとる。
  - 3 前項の連絡又は報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておく。
  - 4 受電用遮断器の操作にあたっては、電気事業者の事業所に必要に応じて連絡する。

#7: sub\_title

## 第 7 章 長期間の保管

#8: sub\_title

- 第20条 発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、次の措置等必要な対策を講じる。
- 一 休止設備と運転設備の区分を明確にし、事故防止等に必要な対策を講じる。
  - 二 主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿の対策を講じる。

#12: sub\_title

### 〔発電設備の運転の開始〕

- 第21条 発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行い。保安の確保に万全を期する。

## 第 8 章 災害対策

#15: sub\_title

#16: sub\_title

### 〔防災体制〕

- 第22条 非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるように体制を整備しておく。

- 第23条 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
- 2 電気主任技術者は、災害時の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 5 / 13
---------------------	--	----------	------------

## 第9章 記録

### 〔記録〕

第24条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次に定めるところにより記録し、法令上又は保安上必要な期間保存しなければならない。

- (1) 自主検査記録
- (2) 巡視、点検、試験及び測定記録
- (3) 電気事故記録
- (4) 保修工事報告書（記録）
- (5) 主要電気機器の設備台帳
- (6) 保安・防災教育記録

## 第10章 責任の分界

### 〔責任の分界〕

第25条 中部電力（株）の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は電力需給契約書のとおりとする。

### 〔需要設備の構内〕

第26条 需要設備の構内は、別図第2のとおりとする。

### 〔危険の表示〕

第27条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起するような表示を設ける。

### 〔測定器具類の整備〕

第28条 電気工作物の保安上必要とする測定器具は、これを適正に保管する。

### 〔設計図書類の整備〕

第29条 電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書等については、必要な期間整備保管する。

### 〔手続き書類の整備〕

第30条 関係官庁及び電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、必要な期間その写しを保存する。

電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 5 / 13
---------------------	--	----------	------------

## 第9章 記録

#2: text

#3: text [記録]

第24条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次に定めるところにより記録し、法令上又は保安上必要な期間保存しなければならない。

- #4: text [記録] は保安上必要な期間保存しなければならない。
- #5: text (1) 自主検査記録
- #6: text (2) 巡視、点検、試験及び測定記録
- #7: text (3) 電気事故記録
- #8: text (4) 保修工事報告書（記録）
- #9: text (5) 主要電気機器の設備台帳
- #10: text (6) 保安・防災教育記録

## 第10章 責任の分界

#11: text

#12: text [責任の分界]

第25条 中部電力（株）の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は電力需給契約書のとおりとする。

#13: text

#14: text [需要設備の構内]

第26条 需要設備の構内は、別図第2のとおりとする。

#15: text

#16: text [危険の表示]

第27条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起するような表示を設ける。

#17: text

#18: text [測定器具類の整備]

第28条 電気工作物の保安上必要とする測定器具は、これを適正に保管する。

#19: text

#20: text [設計図書類の整備]

第29条 電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書等については、必要な期間整備保管する。

#21: text

#22: text [手続き書類の整備]

第30条 関係官庁及び電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、必要な期間その写しを保存する。

電気事業法 下野部工場 保安規程			分類番号	ページ 6 / 13
---------------------	--	--	------	------------

別表第1 巡視点検測定並びに手入基準

点検種別		外部点検			定期点検			精密点検			測定		
対象		No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目
受電設備	断路器	1	毎月	受と刃物の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合	1	1年	絶縁抵抗測定	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	汚損、異物付着	2	1年	接地抵抗測定	2	1年	接地抵抗測定	2	1年	接地抵抗測定
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項
		4	1年	損傷、亀裂									
		5	1年	操作装置の機能									
	遮断器	6	1年	その他必要事項									
		7	毎月	外観点検、汚損、ガス・空気・油漏れ、亀裂、過熱、発熱、発錆、変形、ゆるみ、損傷、異常音、各種圧力	1	1年	停止して外部の損傷	1	1年	絶縁抵抗測定	1	1年	絶縁抵抗測定
		8	毎月	操作具合、機構	2	1年	腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ、損傷	2	1年	接地抵抗測定	2	1年	接地抵抗測定
		9	毎月	付属装置の状態	3	3年	発錆、変形、焼損、絶縁油試験	3	1年	絶縁油試験	3	3年	絶縁油試験
		10	毎月	付属装置の状態	4	1年	遮断器動作特性	4	1年	遮断器動作特性	4	1年	遮断器動作特性
	電線	11	毎月	指示、点灯、異臭	5	1年	真空バルブの劣化測定	5	1年	真空バルブの劣化測定	5	1年	真空バルブの劣化測定
		12	毎月	その他必要事項	6	1年	保護継電器の動作特性試験	6	1年	保護継電器の動作特性試験	6	1年	保護継電器の動作特性試験
		13	毎月	その他必要事項	7	1年	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	7	1年	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	7	1年	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)
		14	毎月	その他必要事項	8	1年	その他必要事項	8	1年	その他必要事項	8	1年	その他必要事項
		15	毎月	その他必要事項	9	1年	その他必要事項	9	1年	その他必要事項	9	1年	その他必要事項
母線	母線	16	毎月	必要により特定部位のものについて行う。(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	10	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	10	1年	絶縁抵抗測定	10	1年	絶縁抵抗測定
		17	毎月	その他必要事項	11	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	11	1年	絶縁抵抗測定	11	1年	絶縁抵抗測定
		18	毎月	その他必要事項	12	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	12	1年	絶縁抵抗測定	12	1年	絶縁抵抗測定
		19	毎月	その他必要事項	13	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	13	1年	絶縁抵抗測定	13	1年	絶縁抵抗測定
		20	毎月	その他必要事項	14	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	14	1年	絶縁抵抗測定	14	1年	絶縁抵抗測定

電気事業法 下野部工場 保安規程	分類番号	ページ 6 / 13
---------------------	------	------------

別表第1 巡視点検測定並びに手入基準

点検種別		外部点検			定期点検			精密点検			測定		
対象		No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目
受電設備	遮断器	1	毎月	受と刃物の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合	1	1年	絶縁抵抗測定	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	汚損、異物付着	2	1年	接地抵抗測定	2	1年	接地抵抗測定	2	1年	接地抵抗測定
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項
		4	1年	損傷、亀裂	4	1年	損傷、亀裂	4	1年	損傷、亀裂	4	1年	損傷、亀裂
		5	1年	操作装置の機能	5	1年	操作装置の機能	5	1年	操作装置の機能	5	1年	操作装置の機能
	電線	6	1年	その他必要事項	6	1年	保護継電器の動作特性試験	6	1年	保護継電器の動作特性試験	6	1年	保護継電器の動作特性試験
		7	毎月	外観点検、汚損、ガス・空気・油漏れ、亀裂、過熱、発熱、発錆、変形、ゆるみ、損傷、異常音、各種圧力	7	1年	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	7	1年	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	7	1年	遮断速度測定(開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)
		8	毎月	指示、点灯、異臭	8	1年	ガス圧測定	8	1年	ガス圧測定	8	1年	ガス圧測定
		9	毎月	その他必要事項	9	1年	その他必要事項	9	1年	その他必要事項	9	1年	その他必要事項
		10	毎月	その他必要事項	10	1年	その他必要事項	10	1年	その他必要事項	10	1年	その他必要事項
母線	母線	11	毎月	必要により特定部位のものについて行う。(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	11	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	11	1年	絶縁抵抗測定	11	1年	絶縁抵抗測定
		12	毎月	その他必要事項	12	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	12	1年	絶縁抵抗測定	12	1年	絶縁抵抗測定
		13	毎月	その他必要事項	13	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	13	1年	絶縁抵抗測定	13	1年	絶縁抵抗測定
		14	毎月	その他必要事項	14	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	14	1年	絶縁抵抗測定	14	1年	絶縁抵抗測定
		15	毎月	その他必要事項	15	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱(点検箇所、ねらいは定期巡回点検より抜すい)	15	1年	絶縁抵抗測定	15	1年	絶縁抵抗測定

電気事業法 下野部工場 保安規程				分類番号	ページ 7 / 13
---------------------	--	--	--	------	------------

受電用 変圧器	1 毎月	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食、振動、音響、油量、温度、各種圧力	1 1年 停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量	1 5年 停止して内部について点検	1 1年 超絶縁抵抗測定
	2 每月	付属装置の点検動作	2 1年 付属装置各部の点検	2 1年 接地抵抗測定	2 1年 超絶縁油試験
	3 毎月	その他の必要事項	3 1年 (機能及び状態)	3 3年 超絶縁油試験	3 1年 保護継電器の動作特性試験
	4 毎月	油の汚れ、必要により特性調査	4 1年 内部点検	4 1年 保護継電器の動作特性試験	4 1年 超絶縁油レベル測定
	5 毎月	その他必要事項	5 1年 その他必要事項	5 1年 ガス圧測定	5 1年 ガス圧測定
	6 每月		6 1年 その他必要事項	6 1年 その他必要事項	6 1年 その他必要事項
	7 每月		7 1年 その他必要事項	7 1年 その他必要事項	7 1年 その他必要事項
	8 每月				
	9 每月				
	10 每月				
	11 每月				
	12 每月				
	13 每月				
	14 每月				
	15 每月				
計器用 変成器	1 毎月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油漏れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1 1年 停止して各部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油漏れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1 3年 油入式について、停止して内部の点検	1 1年 超絶縁抵抗測定
	2 毎月	その他必要事項	2 1年 必要により油の汚れ	2 1年 接地抵抗測定	2 1年 超絶縁油試験
	3 每月		3 2年 及び特性調査	3 3年 超絶縁油試験	3 1年 その他必要事項
	4 每月		4 1年 その他必要事項	4 1年 その他必要事項	4 1年 その他必要事項
	5 每月		5 1年 その他必要事項	5 1年 その他必要事項	5 1年 その他必要事項
	6 每月		6 1年 その他必要事項	6 1年 その他必要事項	6 1年 その他必要事項
避雷器	1 毎月	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損	1 1年 外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常	1 1年 超絶縁抵抗測定	1 1年 超絶縁抵抗測定
	2 毎月	その他必要事項	2 1年 接地線接続部	2 1年 接地抵抗測定	2 1年 接地線接続部
	3 每月		3 1年 その他必要事項	3 1年 その他必要事項	3 1年 その他必要事項
	4 每月				
	5 每月				

電気事業法 下野部工場 保安規程	分類番号	ページ 7 / 13
	1 毎月	本体の外部点検、漏油、損傷、変形、ゆるみ、発錆、腐食、振動、音響、油量、温度、各種圧力
	2 毎月	付属装置の点検動作
	3 毎月	その他必要事項
	4 毎月	
	5 毎月	
	6 毎月	
	7 毎月	
	8 毎月	
	9 毎月	
	10 毎月	
	11 毎月	
	12 毎月	
	13 毎月	
	14 毎月	
	15 毎月	
計器用 変成器	1 毎月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油漏れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常
	2 毎月	必要により油の汚れ
	3 毎月	及び特性調査
	4 毎月	その他必要事項
	5 毎月	
	6 毎月	
避雷器	1 毎月	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損
	2 毎月	コンパウンドの異常
	3 毎月	接地線接続部
	4 毎月	その他必要事項
	5 毎月	

#2: table

#1: table

電気事業法 下野部工場 保安規程			分類番号	ページ 8 / 13
---------------------	--	--	------	------------

点検種別		外 部 点 檢		定 期 点 檢		精 密 点 檢		測 定		
対象		No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目
電 設 備	受配電盤(責任分界用開閉器の変継電器を含む)	1	毎月	計器の異常、表示表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触、脱落
		2	毎月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	接地線接続部	2	2年	端子、配線符号
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	1年	保護継電器の動作特性試験
	電力用コンデンサ	1	毎月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
	蓄電池	1	毎月	液面、沈殿物、色相、損傷、耐酸塗料のはく離	1	1年	木台、がいしの腐食、端子のゆるみ、損傷	1	3年	充電装置の内部点検
		2	毎月	充電装置の動作状態	2	3年	必要により対象を定めて行う。	2	毎月	比重測定
		3	毎月	電池の電圧	3	1年	その他の必要事項	3	1年	液温測定
		4	毎月	その他必要事項				4	1年	電圧測定
	受電設備全般	1	毎日	巡視点検				5	1年	絶縁抵抗測定
電 設 備	断路器遮断器開閉器類			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ
	配電用変圧器			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ
	その他付属設備	1	毎月	必要により特定範囲のものについて行う。	1	1年	母線、がいし、クラシップ、支持物などは受変電設備に準じて行う。(停止せず)	1	2年	必要により特定対象を定めて行う。(この場合停止して点検する)
	一屋外電線	1	毎月	電線高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡回点検より抜粋する)
電 設 備	電線及び支持物	2	毎月	標識保護さくの状況	2	1年	電線取付状態、弛度	2	1年	その他の必要事項
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	その他の必要事項	2	1年	その他の必要事項

点検種別		外 部 点 檢		定 期 点 檢		精 密 点 檢		測 定		
対象		No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目
電 設 備	受配電盤(責任分界用開閉器の変継電器を含む)	1	毎月	計器の異常、表示表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触、脱落
		2	毎月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	接地線接続部	2	2年	端子、配線符号
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	1年	保護継電器の動作特性試験
	電力用コンデンサ	1	毎月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
	蓄電池	1	毎月	液面、沈殿物、色相、損傷、耐酸塗料のはく離	1	1年	木台、がいしの腐食、端子のゆるみ、損傷	1	3年	充電装置の内部点検
		2	毎月	充電装置の動作状態	2	3年	必要により対象を定めて行う。	2	毎月	比重測定
		3	毎月	電池の電圧	3	1年	その他の必要事項	3	1年	液温測定
		4	毎月	その他必要事項				4	1年	電圧測定
	受電設備全般	1	毎日	巡視点検						
電 設 備	断路器遮断器開閉器類			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ
	配電用変圧器			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ
	その他付属設備	1	毎月	必要により特定範囲のものについて行う。	1	1年	母線、がいし、クラシップ、支持物などは受変電設備に準じて行う。(停止せず)	1	2年	必要により特定対象を定めて行う。(この場合停止して点検する)
	一屋外電線	1	毎月	電線高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡回点検より抜粋する)
電 設 備	電線及び支持物	2	毎月	標識保護さくの状況	2	1年	電線取付状態、弛度	2	1年	その他の必要事項
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	その他の必要事項	2	1年	その他の必要事項

電気事業法 下野部工場 保安規程				分類番号	ページ 9 / 13	
路を含む一	ケーブル	1 毎月	ヘッド、接続箱、分歧箱など接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1 1年 ケーブル腐食、亀裂、損傷 2 1年 その他必要事項	1 5年 必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡回点検より抜粋する）	1 1年 絶縁抵抗測定 2 1年 接地抵抗測定 3 1年 その他必要事項 2 1年 その他必要事項

路を含む一	ケーブル	1 毎月	ヘッド、接続箱、分歧箱など接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1 1年 ケーブル腐食、亀裂、損傷 2 1年 その他必要事項	1 5年 必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡回点検より抜粋する）	1 1年 絶縁抵抗測定 2 1年 接地抵抗測定 3 1年 その他必要事項 2 1年 その他必要事項
		2 每月	布設部の無断掘さく			
		3 每月	標識、他物との離隔距離			
		4 每月	その他必要事項			
配電設備全般	1 每日	巡視点検				

点検種別	外 部 点 檢			定 期 点 檢			精 密 点 檢			測 定		
対象	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目
負荷	電動機	1 每日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する。	1 3月	音響、振動、温度	1 1年 必要により特定対象を定めて行う。温度を定めて行う。温度	1 1年 絶縁抵抗測定	1 3年	音響、振動、温度	1 1年 必要により特定対象を定めて行う。温度	1 1年 絶縁抵抗測定	1 3年
		2 毎月	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、上昇等を考慮し内部伝達装置の異常などを考慮する。	2 1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、上昇等を考慮し内部伝達装置の異常などを考慮する。	2 1年 接地抵抗測定	2 1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、上昇等を考慮し内部伝達装置の異常などを考慮する。	2 1年 接地抵抗測定	2 1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、上昇等を考慮し内部伝達装置の異常などを考慮する。	2 1年 接地抵抗測定
		3 毎月	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年
		4 每月	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年
		5 每月	外部点検を行う。	5 1年	外部点検を行う。	5 1年	外部点検を行う。	5 1年	外部点検を行う。	5 1年	外部点検を行う。	5 1年
	その他	1 每日	制御装置点検	1 1年	制御装置点検	1 1年	制御装置点検	1 3年	制御装置点検	1 1年	制御装置点検	1 3年
		2 毎月	接地線接続部	2 1年	接地線接続部	2 1年	接地線接続部	2 3年	接地線接続部	2 1年	接地線接続部	2 3年
		3 毎月	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年
設備	電熱乾燥装置	1 每日	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する。	1 1年	停止して各部の変形、損傷、ゆるみ、可燃物との離隔状況	1 3年	必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所、部位は定期巡回点検に準じて内部点検を行う）	1 1年 絶縁抵抗測定	1 1年 停止して各部の変形、損傷などについて注意する。	1 1年 絶縁抵抗測定	1 1年 停止して各部の変形、損傷などについて注意する。	1 1年 絶縁抵抗測定
		2 每月	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年
		3 每月	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年
	照明装置	1 每日	使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気過熱などに注意する。	1 1年	照明効果、汚損、音響、温度	1 1年	照明効果、汚損、音響、温度	1 1年 絶縁抵抗測定	1 1年 停止して各部の変形、損傷などについて注意する。	1 1年 絶縁抵抗測定	1 1年 停止して各部の変形、損傷などについて注意する。	1 1年 絶縁抵抗測定
		2 每月	その他必要事項	2 1年	その他必要事項	2 1年	その他必要事項	2 1年	その他必要事項	2 1年	その他必要事項	2 1年
								3 1年 必要により照度測定			3 1年 必要により照度測定	

路を含む一	ケーブル	1 毎月	ヘッド、接続箱、分歧箱など接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1 1年 ケーブル腐食、亀裂、損傷 2 1年 その他必要事項	1 5年 必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡回点検より抜粋する）	1 1年 絶縁抵抗測定 2 1年 接地抵抗測定 3 1年 その他必要事項 2 1年 その他必要事項
		2 每月	布設部の無断掘さく			
		3 每月	標識、他物との離隔距離			
		4 每月	その他必要事項			
配電設備全般	1 每日	巡視点検				

点検種別	外 部 点 檢			定 期 点 檢			精 密 点 檢			測 定		
対象	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目
負荷	電動機	1 每日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する。	1 3月	音響、振動、温度	1 1年 必要により特定対象を定めて行う。温度	1 1年 絶縁抵抗測定	1 3年	音響、振動、温度	1 1年 必要により特定対象を定めて行う。温度	1 1年 絶縁抵抗測定	1 3年
		2 毎月	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、上昇等を考慮し内部伝達装置の異常などを考慮する。	2 1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、上昇等を考慮し内部伝達装置の異常などを考慮する。	2 1年 接地抵抗測定	2 1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、上昇等を考慮し内部伝達装置の異常などを考慮する。	2 1年 接地抵抗測定	2 1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、上昇等を考慮し内部伝達装置の異常などを考慮する。	2 1年 接地抵抗測定
		3 毎月	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年	その他必要事項	3 1年
		4 毎月	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年	分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	4 1年
		5 毎月	外部点検を行う。	5 1年	外部点検を行う。	5 1年	外部点検を行う。	5 1年	外部点検を行う。	5 1年	外部点検を行う。	5 1年
	その他	1 每日	制御装置点検	1 1年	制御装置点検	1 1年	制御装置点検	1 3年	制御装置点検	1 1年	制御装置点検	1 3年
		2 毎月	接地線接続部	2 1年	接地線接続部	2 1年	接地線接続部	2 3年	接地線接続部	2 1年	接地線接続部	2 3年
		3 毎月	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年	温度上昇等を考慮し、回転子引出清掃	3 1年
設備	電熱乾燥装置	1 每日	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する。	1 1年	停止して各部の変形、損傷、ゆるみ、可燃物との離隔状況	1 3年	必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所、部位は定期巡回点検に準じて内部点検を行う）	1 1年 絶縁抵抗測定	1 1年 停止して各部の変形、損傷などについて注意する。	1 1年 絶縁抵抗測定	1 1年 停止して各部の変形、損傷などについて注意する。	1 1年 絶縁抵抗測定
		2 每月	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年	接続部変色、過熱、熱線の腐食、取付点検	2 1年

電気事業法 下野部工場 保安規程				分類番号	ページ 10 / 13

配線器具	1	毎月	開閉器の点検 (湿気、じんあい等に注意)			1	2年	許容電流と負荷電流の確認	1	1年	絶縁抵抗測定
	2	毎月	器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、加熱			2	1年	接地抵抗測定	2	1年	接地抵抗測定
	3	毎月	配線移動電線の施設状態、他の工作物との離隔距離			3	1年	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験	3	1年	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験
	4	毎月	その他必要事項			4	1年	その他必要事項	4	1年	その他必要事項

点検種別	外 部 点 檢			定 期 点 檢			精 密 点 檢			測 定			
対象	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	
内燃力発電設備	原 動 機	1	毎日	燃料系統及び貯油タンクからの漏油	1	1年	燃料系統の点検		必要に応じて実施	1	1年	シーケンス試験	
	関 係	2	2月	異音、振動	2	1年	潤滑冷却系の点検						
		3	2月	蓄電池の液量									
		4	2月	排氣色の点検	3	1年	その他必要事項						
		5	2月	その他必要事項									
備	發 電 機	1	2月	異音、異臭、振動及び過熱	1	1年	電裝関連の点検		必要に応じて実施	1	1年	絶縁抵抗測定	
	関 係	2	2月	電圧、電流、周波数	2	1年	その他必要事項			2	1年	接地抵抗測定	
		3	2月	その他必要事項						3	1年	シーケンス試験	
配 電 盤			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ		受変電設備と同じ			受変電設備と同じ		受変電設備と同じ

電気事業法 下野部工場 保安規程	分類番号	ページ 10 / 13

点検種別	外 部 点 檢			定 期 点 檢			精 密 点 檢			測 定			
対象	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	
内燃力発電設備	原 動 機	1	毎日	燃料系統及び貯油タンクからの漏油	1	1年	燃料系統の点検		必要に応じて実施	1	1年	シーケンス試験	
	関 係	2	2月	異音、振動	2	1年	潤滑冷却系の点検			2	1年	潤滑冷却系の点検	
		3	2月	蓄電池の液量						3	1年	その他必要事項	
		4	2月	排氣色の点検	3	1年	その他必要事項			4	2月	その他必要事項	
		5	2月	その他必要事項						5	2月	その他必要事項	
備	發 電 機	1	2月	異音、異臭、振動及び過熱	1	1年	電裝関連の点検		必要に応じて実施	1	1年	絶縁抵抗測定	
	関 係	2	2月	電圧、電流、周波数	2	1年	その他必要事項			2	1年	接地抵抗測定	
		3	2月	その他必要事項						3	1年	シーケンス試験	
配 電 盤			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ		受変電設備と同じ			受変電設備と同じ		受変電設備と同じ

電気事業法 下野部工場 保安規程	分類番号	ページ 10 / 13

点検種別	外 部 点 檢			定 期 点 檢			精 密 点 檢			測 定			
対象	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	No	周期	点 檢 項 目	
内燃力発電設備	原 動 機	1	毎日	燃料系統及び貯油タンクからの漏油	1	1年	燃料系統の点検		必要に応じて実施	1	1年	シーケンス試験	
	関 係	2	2月	異音、振動	2	1年	潤滑冷却系の点検			2	1年	潤滑冷却系の点検	
		3	2月	蓄電池の液量						3	1年	その他必要事項	
		4	2月	排氣色の点検	3	1年	その他必要事項			4	2月	その他必要事項	
		5	2月	その他必要事項						5	2月	その他必要事項	
備	發 電 機	1	2月	異音、異臭、振動及び過熱	1	1年	電裝関連の点検		必要に応じて実施	1	1年	絶縁抵抗測定	
	関 係	2	2月	電圧、電流、周波数	2	1年	その他必要事項			2	1年	接地抵抗測定	
		3	2月	その他必要事項						3	1年	シーケンス試験	
配 電 盤			受変電設備と同じ			受変電設備と同じ		受変電設備と同じ			受変電設備と同じ		受変電設備と同じ

電気事業法 下野部工場 保安規程	分類番号	ページ 10 / 13

第1：本

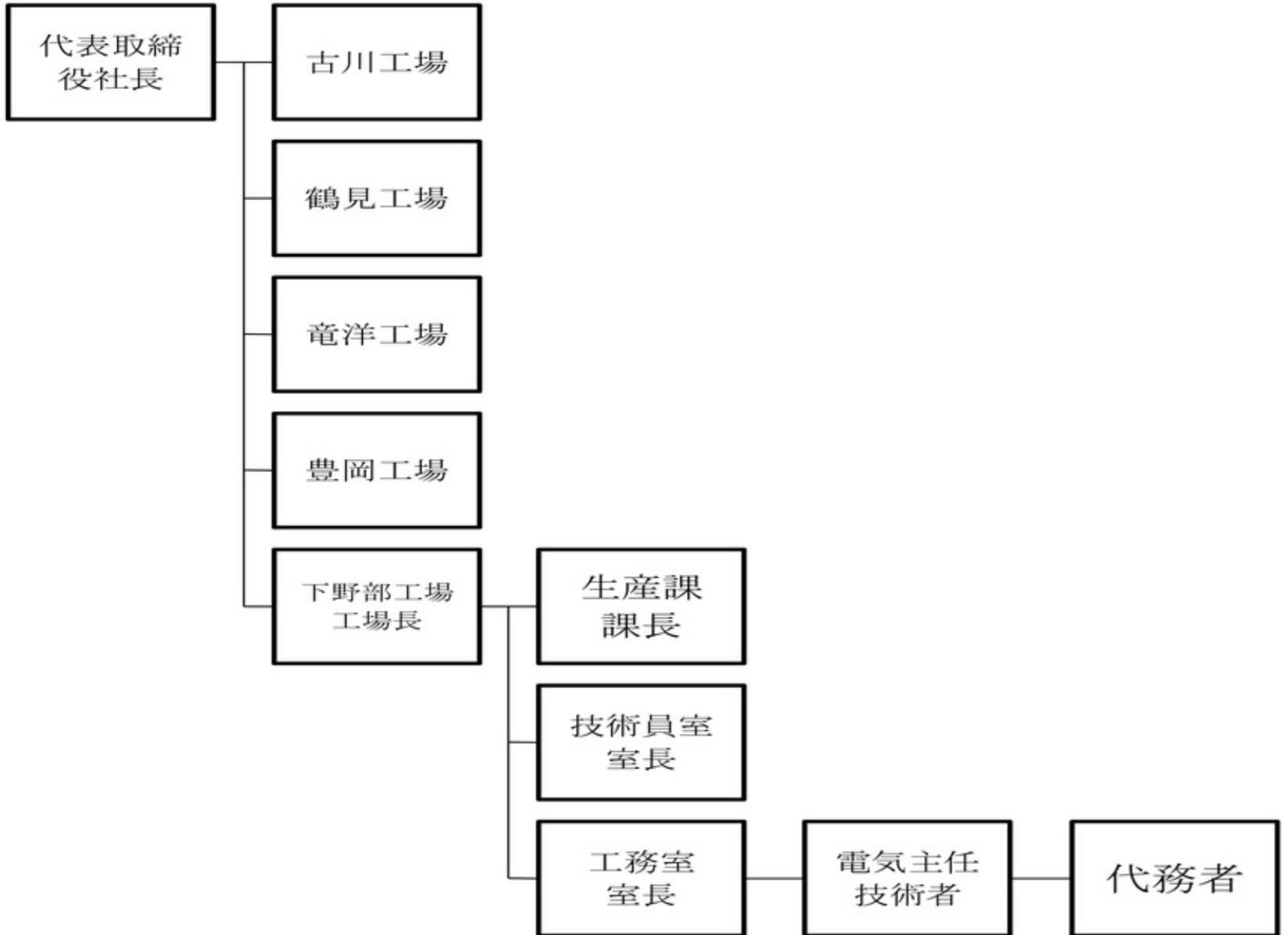
電気事業法  
下野部工場 保安規程 | 分類番号 | ページ 11 / 13

卷之三

電気事業法  
下野部工場 保安規程

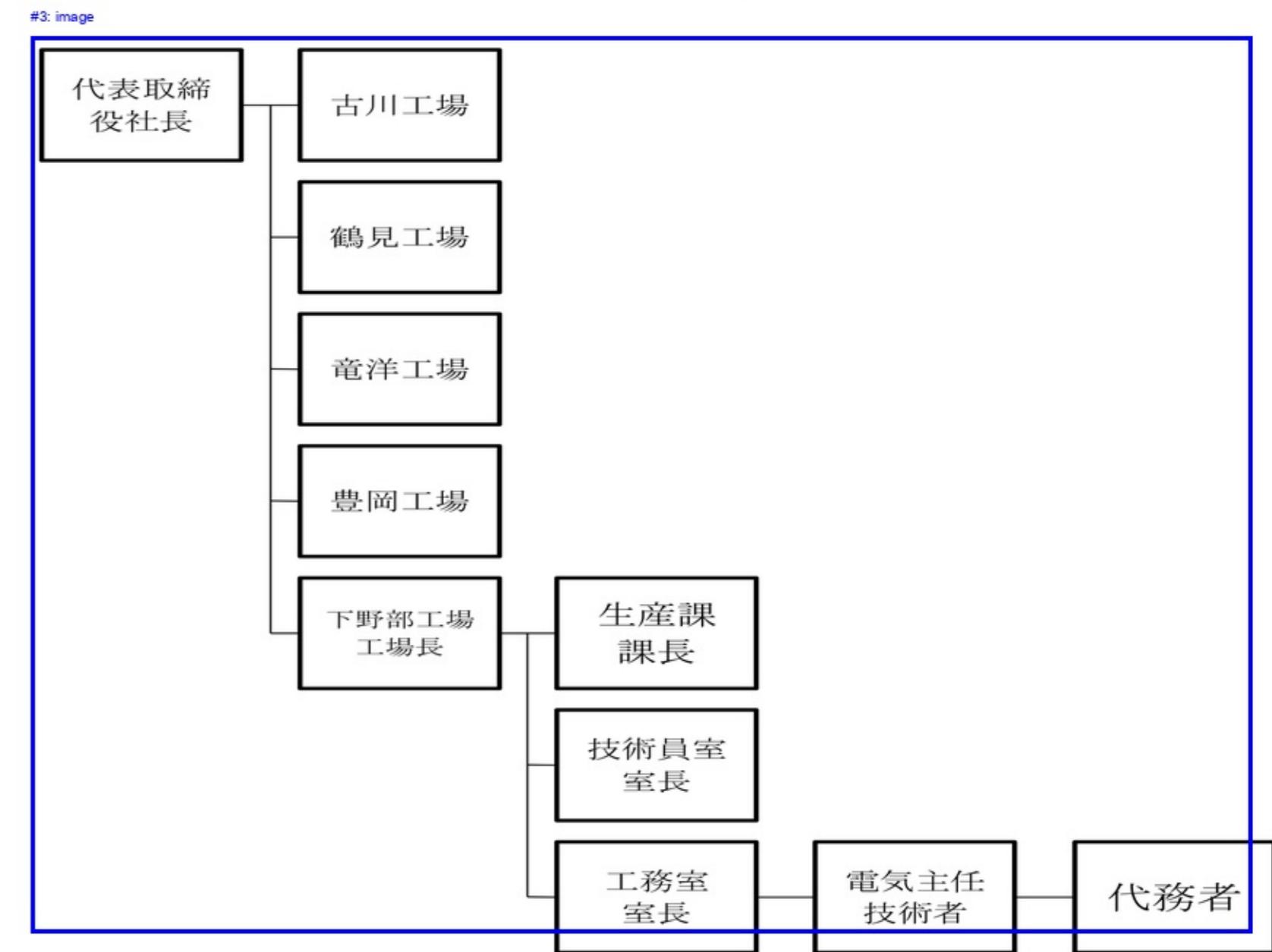
電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 12 / 13
---------------------	--	----------	-------------

別図第1 保安に関する組織図



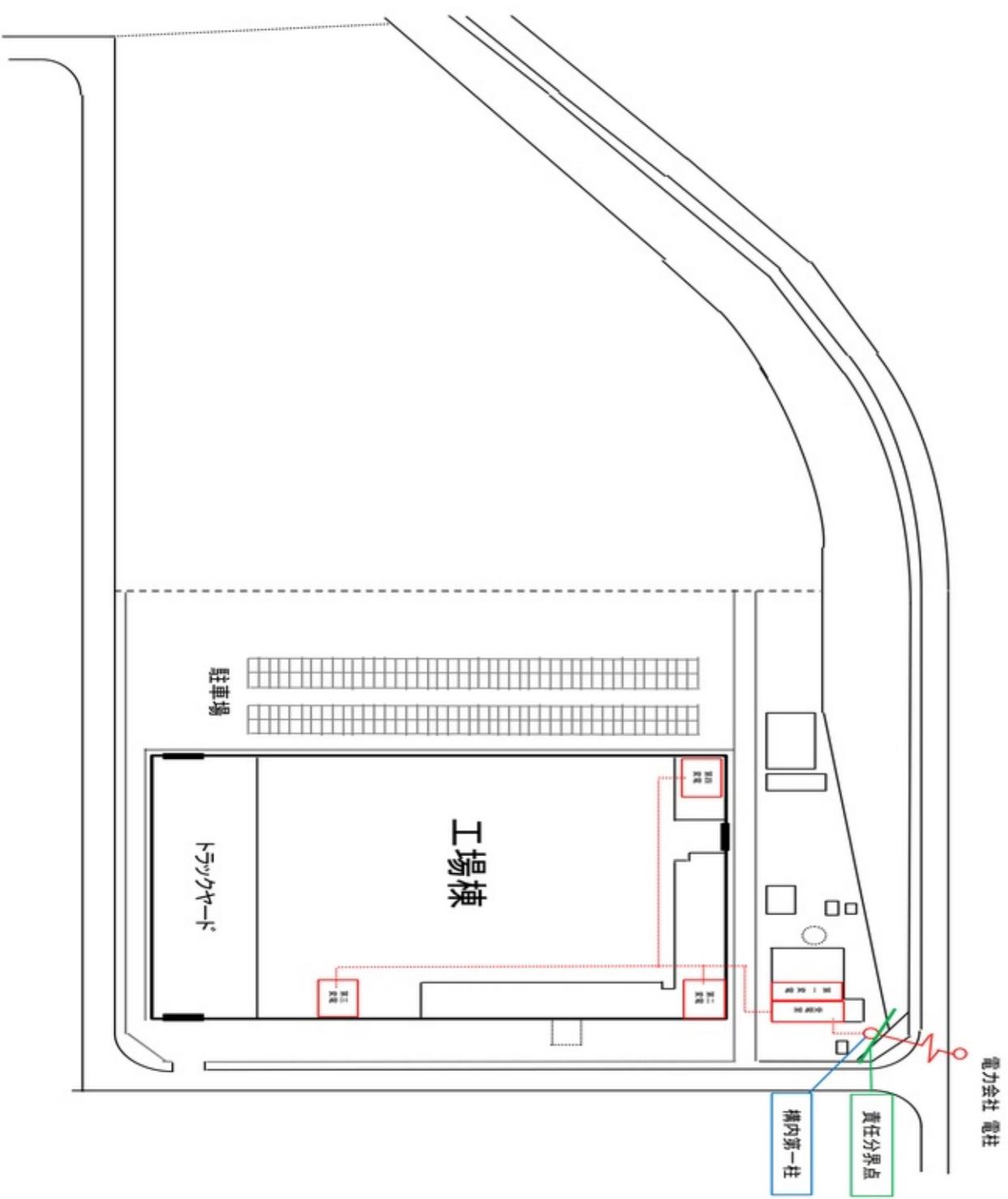
電気事業法 下野部工場 保安規程		分類 番号	ページ 12 / 13
---------------------	--	----------	-------------

別図第1 保安に関する組織図



別図第 2

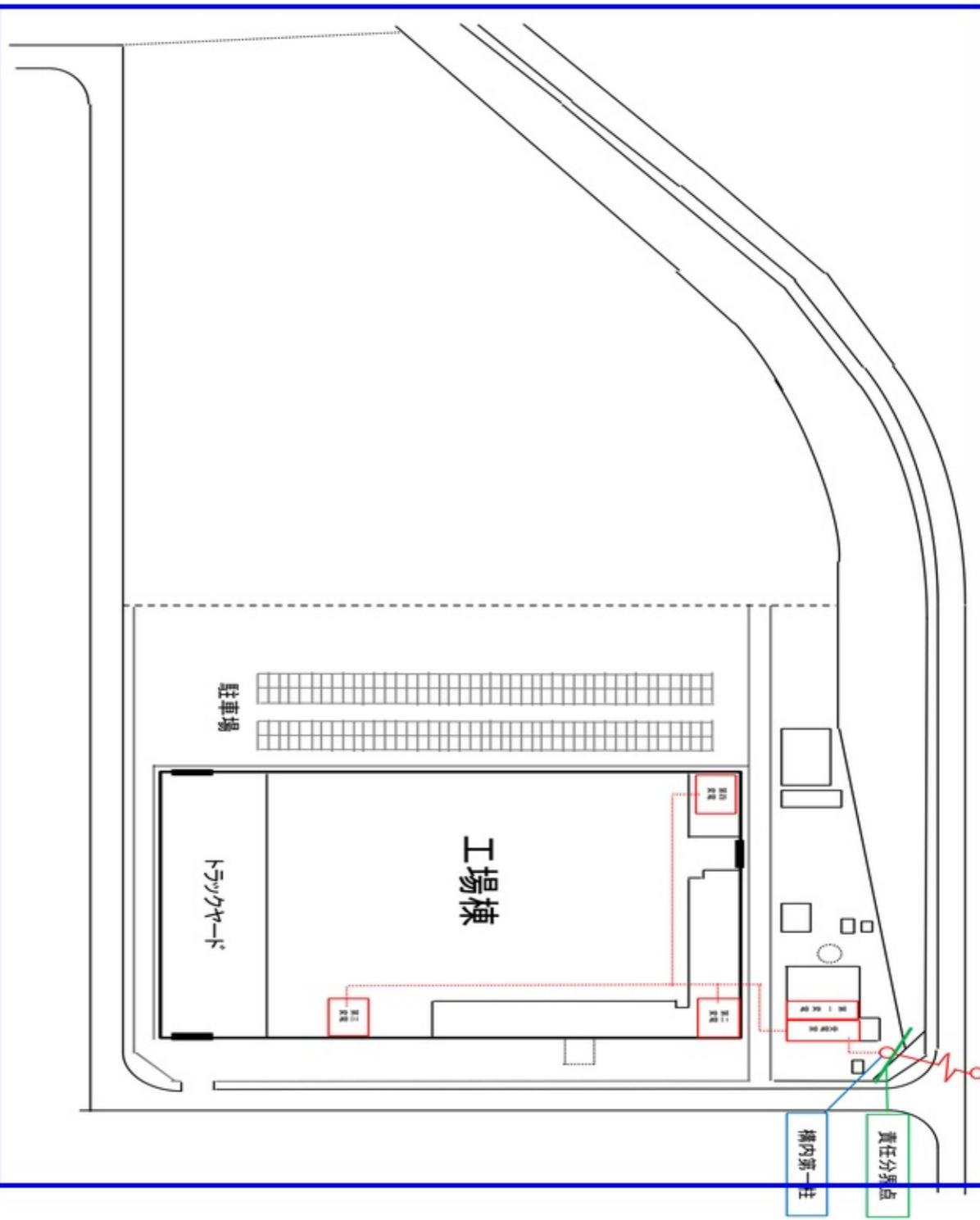
使用区域図



保管期間：旧版含め永久

別図第 2

使用区域図



保管期間：旧版含め永久

# 文書類改訂履歴書

(株)ソミック石川 下野部工場

文書類名称 :	電気事業法 下野部工場 保安規程
分類番号 :	21AC001

ページ 1 / 1

版	改訂日	項番	改訂理由および内容
2	23/1/20		<ul style="list-style-type: none"> <li>■兼任から専任に変更のため、兼任に関する条文削除 第7条を削除し、以降の条番号繰り下げ</li> <li>■兼任から専任に変更のため、 別図第一 保安に関する組織図 変更</li> <li>■2023年度 太陽光発電設備の設置をするため 別表第1 巡視点検測定並びに手入基準 に太陽光発電設備の 項目追加</li> </ul>

保管期間 : 旧版含め永久

B 社外秘	#1: sub_title 文書類改訂履歴書	#3: table 文書類名称 : 電気事業法 下野部工場 保安規程
	#5: table (株)ソミック石川 下野部工場	分類番号 : 21AC001

保管期間 : 旧版含め永久

保管期間：旧版含め永久

#1: 有効

保管期間：旧版含め永久